

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

「女性活躍推進法」が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、女性一人ひとりが能力を最大限に発揮し、女性がいいきと活躍して、より一層発展する理想の企業をめざすための「一般事業主行動計画」を策定致しました。

### 1. 期間

2021年8月1日～2024年3月31日までの4年間

### 2. 内容

#### 目標1

管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合を20%以上にする

#### <対策>

- 2022年1月～ 女性労働者を対象とした、結婚・出産後も自分らしく働くキャリアイメージ形成を支援する研修の実施
- 2022年3月～ 女性労働者の育成に関する管理職研修の実施

#### 目標2

フレックスタイム制・在宅勤務等による柔軟な働き方の実現

#### <対策>

- 2021年10月～ 管理職（係長級以上）へ制度の周知、利用促進のための資料を配布
- 2022年8月～ 前期、在宅勤務等の利用実績を確認、分析（以降、毎期ごとに利用実績の確認を行う）

### 3. 公表

- ・各職場へ掲示および当社ホームページへ掲載する。